

## 少年補導協助手員運用要領について（通達甲）

平成31年4月16日 徳少第245号  
(最終改正 令和4年6月14日 徳少第277号)  
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

少年補導協助手員との協働による業務については、少年補導協助手員委嘱制度について(昭和37年12月6日徳防第991号。以下「旧通達」という。)に基づき推進しているところであるが、旧通達制定後、長期間経ったことから、この度、新たに少年補導協助手員運用要領(以下「要領」という。)を定めたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

この要領は、少年補導協助手員(以下「協助手員」という。)の委嘱、運用等について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 任務

協助手員は、県警察と協働して次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 非行少年等(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。)の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他県警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

#### 3 協助手員の委嘱

##### (1) 委嘱者

協助手員の委嘱は、署長が行うものとする。

##### (2) 委嘱方法

ア 署長は、自署の管轄区域内に居住又は勤務する者のうちから、(3)の資格要件を満たすものを協助手員の適任者として選定するものとする。この場合においては、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者等の意見を聴くなどの方法をとるとともに、一定地域の居住者に偏しないよう、かつ、交番・駐在所単位に若干名が分布されるように配慮すること。

イ アにより適任者を選定したときは、生活安全部長の承認を得て、委嘱するものとする。

##### (3) 資格要件

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。

ウ 健康で実行力を有すること。

エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。

オ 地域の実情に精通していること。

カ 委嘱時の年齢が70歳以下であること。

(4) 委嘱方式

署長は、協助手員を委嘱するときは、委嘱書（別記様式第1号）、少年補導協助手員の証（別記様式第2号）及び少年補導協助手員記章（別記様式第3号）を交付するものとする。

(5) 少年補導協助手員名簿

署に、少年補導協助手員名簿（別記様式第4号）を備え付けるものとする。

4 協助手員の任期

任期は原則として2年とし、再任を妨げないものとする。

5 解嘱

(1) 協助手員にその任務を遂行することに適さない事由があると認められるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。

(2) 任務の遂行に適さない事由とは、長期の療養を要する疾病にかかったとき、又は法令に触れる行為であったときはもとより、社会道徳上協助手員としてふさわしくない行為であったと認められる場合も含まれる。

6 定数

協助手員の定数は、別表のとおりとする。

7 連絡会の運営

協助手員の知識・技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的実施について連絡し、及び協議するため、原則として、署単位に連絡会を組織するものとする。

(1) 構成

署管内の協助手員によって構成されるものとする。連絡会を代表するものとして協助手員の互選等により会長を定めておくこと。

(2) 連絡会の開催

連絡会は定期的開催するほか、署長の要請により、又は会長が必要と認めた場合等に随時開催すること。

(3) その他

連絡会は必要に応じ、学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めること。

8 運用上の留意事項

(1) 協助手員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、又は必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないよう留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。

(2) 協助手員を委嘱したときは、署単位等に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の

基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養を実施するほか、連絡会等の開催日をとらえて、随時必要な教養を実施すること。

- (3) 協助員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。
- (4) 少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼するときは、当該協助員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に協助員に対して協力を依頼するときは、当該協助員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。
- (5) 協助員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。  
 なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから協助員に伝えるようにするとともに、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。
- (6) 協助員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

## 9 報償

協助員の活動に対する報償は、別に定める。

## 10 関連通達の一部改正

署における事務の専決基準について（平成26年3月27日徳務第185号）の一部を次のように改正する。

別表第7の生活安全部関係中少年補導協助員委嘱制度について（昭和37年12月6日徳防第991号）の項を削る。

別表（6 関係）

少年補導協助員の定数

警察署名	協助員数
徳島中央	69
徳島名西	52
徳島板野	32
鳴門	24
小松島	20
阿南	31
牟岐	10
阿波吉野川	32
美馬	25
三好	20
計	315